

いちき串木野市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業内容

【1 訪問型サービス(独自)サービスコード表】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費 (独自)11	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1176	1月 につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ 訪問型サービス費 (独自)12	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2349			
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 訪問型サービス費 (独自)13	事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	3727			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 訪問型サービス費 (独自)11	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	日割りの場合 ÷ 30.4日	39	1日 につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	イ 訪問型サービス費 (独自)12	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	日割りの場合 ÷ 30.4日	77		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	イ 訪問型サービス費 (独自)13	事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	日割りの場合 ÷ 30.4日	123		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 訪問型サービス費 (独自)21	事業対象者・要支援1・2	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回 につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 訪問型サービス費 (独自)22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179
A2	2621	訪問型独自サービス23	ロ 訪問型サービス費 (独自)23		(二)所要時間45分以上の場合	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ロ 訪問型サービス費 (独自)短時間サー ビス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	1月 につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	1月 回 程度		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算				
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算				
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算	1月 につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等 処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の221/1000加算
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000加算		

A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算					-12 1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(1)1週に1回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日		-1 1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合		-23 1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合 ÷ 30.4日		-1 1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合		-37 1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割りの場合 ÷ 30.4日		-1 1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3 1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合			-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			-2	